

## 公告

### 『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料を作成し提出をお願いします。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

本協定の締結者は、関東地方整備局が総合評価落札方式により発注する工事の入札手続きにおいて、企業の技術力評価が優位になります。また、当該協定に基づき契約し、災害応急対策業務（防災訓練を除く）を行うと、関東地方整備局が総合評価落札方式により発注する工事の入札手続きにおいて、企業の技術力評価が優位になります。

令和元年7月8日

国土交通省 関東地方整備局  
東京国道事務所長

井上 圭介

### 記

#### 1. 協定の概要

(1) 名称 災害時における災害応急対策業務に関する協定

(2) 目的 本協定は、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所が管理または工事中の施設等が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生または発生の恐れがある場合において、災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力等について、双方がその確保及び動員の方法を定め、被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(3) 内容 協定書(別紙-1)及び協定区間図(別紙-2・3)は別添資料のとおり

(4) 期間 令和元年9月1日から令和2年8月31日まで

#### 2. 応募資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成31.32年度一般

競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事又は造園工事のいずれかに認定されている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 東京都内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 平成16年4月1日以降に、東京都内で元請けとして完成・引渡しが完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事又は造園工事のいずれかの施工実績を有すること。（経常建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

(1) 技術資料の作成は次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
1) 工事の施工実績	<p>① 平成16年4月1日以降に東京都内で元請けとして完成・引渡し完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事又は造園工事の施工実績のうち代表的なものを1件記載すること。</p> <p>なお、可能な限り国土交通省発注工事（成績60点未満のものを除く）から選定すること。</p> <p>また、経常建設共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が元請けとして①の施工実績を有すること。</p> <p>② 工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期の他、工事概要を記載すること。</p> <p>③ 記載様式は様式-2とする。</p> <p>④ 施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。（工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期、請負者の確認できる部分のみでよい。）</p>

	<p>ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、記載する工事のCORINSの写しを提出すること。この場合、契約書の写しを提出する必要はない。</p>
<p>2) 他機関との災害 応急対策に関する 協定又は契約の締 結状況</p>	<p>① 他の公共機関との間において、東京国道事務所と同様若しくは類似する災害協定又は契約の締結状況を記載すること。</p> <p>② 締結している場合（締結手続き中の者も含む）は、協定又は契約別、名称、機関名並びに有効期間を記載すること。なお、複数締結している場合は、全てを記載すること。</p> <p>③ 記載様式は様式－3とする。</p>
<p>3－1) 協定締結希 望区間（地震時） と希望理由</p>	<p><b>【道路啓開区間】</b></p> <p>① 協定区間は協定区間図（別紙－2）を参考に希望する協定区間を記載し、その希望理由を記載すること。</p> <p>② 希望する協定区間の道路啓開開始場所を記載すること。開始場所は、希望する区間の任意の主要交差点（幹線道路等と交差する交差点）とすること。</p> <p>③ 地震発生から道路啓開開始場所での啓開開始までの所要時間を記載すること。</p> <p><b>【道路巡回区間】</b></p> <p>① 道路巡回区間は希望する協定区間上の希望する任意の範囲とし、その理由を記載すること。</p> <p>希望する道路巡回区間は主要交差点（幹線道路等と交差する交差点）間とすること。開始場所は、希望する区間の任意の主要交差点（幹線道路等と交差する交差点）とすること。</p> <p>② 地震発生から道路巡回開始場所での巡回開始までの所要時間を記載すること。</p> <p><b>【協力可能な建設資機材】</b></p> <p>① 協定期間中、東京国道事務所に協力できる建設資機材の保有状況<sup>注1</sup>を記載すること。</p> <p>② 記載内容は、建設資機材毎に名称、規格、数量、保管場所を記載すること。</p> <p>③ 東京国道事務所が指定する資材基地に建設機械の保管を希望する場合は、別紙－4から希望地を記載すること。</p> <p>なお、東京国道事務所の資材基地に建設機械を保管す</p>

	<p>る場合は、災害発生時以外の使用は認めるが日々回送し保管すること。</p> <p><b>【協力可能な要員】</b></p> <p>① 協定期間中、東京国道事務所に協力できる技術者（土木施工管理技士等の資格を保有し監督出来る者）、作業員等の要員の状況<sup>注1</sup>）を記載すること。</p> <p><b>【共通】</b></p> <p>① 記載様式は様式－４とする。</p> <p>② 道路啓開開始場所、道路巡回区間及び道路巡回開始場所、建設資機材の保管場所を平面図又は道路地図等に記載し提出すること。</p> <p>注1）東京国道事務所に協力できる建設資機材・要員を記載し、他機関との災害応急対策に関する協定又は契約で提供する建設資機材・要員は含めないこと。</p>
3－2）協定締結希望区間（地震時以外）と希望理由	<p>① 協定区間は協定区間図（別紙－３）を参考に希望する協定区間を記載し、その希望理由を記載すること。</p> <p>② 記載様式は様式－５とする。</p>

## （２）技術資料の提出

- ① 様式を東京国道事務所ホームページ(※)からダウンロードにより、入手すること。

※東京国道事務所ホームページアドレス：

<http://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku>

- ② 技術資料は次に記載する受付期間及び受付場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るもので受付期間の消印有効）すること。

・受付期間：令和元年7月8日から令和元年7月19日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時15分から18時00分まで。

・受付場所：関東地方整備局 東京国道事務所 防災情報課 防災情報係  
〒102-8340 東京都千代田区九段南1-2-1

TEL 03-3512-9064（防災情報課直通）

FAX 03-3512-9158（防災情報課直通）

- ③ 提出資料は紙で1部。表紙（様式－１）を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること。（頁の記載例：1／〇〇～〇〇／〇〇）  
なお、提出資料と合わせて入力データを電子媒体（CD-R等）で提出すること。様式－１～様式－５については①でダウンロードしたデータ（エクセルファイル）とすること。

#### 4. 技術資料の審査に関する事項

技術審査における審査項目及び選定の着目点は次のとおりとする。

審査項目	選定の着目点
1) 工事の施工実績	① 平成16年4月1日以降に東京都内で元請けとして完成・引渡し完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事又は造園工事の発注機関並びに施工実績を審査する。 ② 工事实績が無い場合は協定を締結しない。
2) 他機関との災害 応急対策に関する 協定又は契約の締 結状況	① 東京国道事務所と他の協定又は契約の締結数と他機関からの協力要請との重複の有無について審査する。 ② 東京国道事務所への協力体制の確認ができない場合には協定を締結しない場合がある。
3) 協定締結希望区 間と希望理由	① 協定締結希望区間の希望理由を審査する。 ② 協定期間中、東京国道事務所に協力できる建設資機材について、保有の種類、数量、保有場所を審査する。 ③ 協定期間中、東京国道事務所に協力できる技術者、作業員等の員数、構成を審査する。 ④ 協定を締結する担当区間は、希望理由のほか建設資機材、要員の内容を勘案し決定する。 東京国道事務所への建設資機材、要員の協力体制の確認ができない場合には協定を締結しない場合がある。

#### 5. 本協定締結者に係わる評価項目事項

##### (1) 総合評価落札方式の競争入札において

- ① 本協定の締結者は、関東地方整備局が総合評価落札方式により発注する工事の入札手続きにおいて、企業の技術力評価が優位になる。また、当該協定に基づき契約し、災害応急対策業務（防災訓練を除く）を行うと、関東地方整備局が総合評価落札方式により発注する工事の入札手続きにおいて、企業の技術力評価が優位になる。
- ② 本協定の協定期間中に道路啓開、応急復旧等で必要とする建設機械を東京23区内（東京国道事務所の指定する資材基地を含む）に保管し、その建設機械を操作するための要員を確保する場合、東京国道事務所が総合評価落札方式により発注する工事の入札手続きにおいて企業の技術力評価が優位になる。
- ③ 工事の競争参加にあたっては、工事内容によって評価項目が変わるので、各工事の入札説明書等に記載のある評価項目を確認すること。

#### 6. 協定締結に関する事項

##### (1) 協定締結者の選定方法

- ① 協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に上記の技術審査の各項目を総合的に判断するものである。  
なお、技術資料に欠落がある場合は選定の対象外とする。
- ② 希望区間に片寄りがある場合、近隣の区間への割り振りを行う場合がある。その場合は協議によって決定するものとする。  
また、必要により、協定の区間割りを変更する場合もある。
- ③ 東京国道事務所が指定する資材基地に建設機械の保管を希望する際は、保管方法（保管位置、面積、管理方法、保管場所が東京国道事務所の建設資機材および他の協定者と重複した場合等）を協議の上、定めるものとする。

(2) 協定締結者への通知

- ① 「災害時における災害応急対策業務に関する協定」の選定者には、書面により東京国道事務所長から通知する。
- ② 通知は、令和元年8月下旬頃、郵送にて発送予定である。

7. 非選定理由に関する事項

- (1) 技術資料を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨の通知とその理由（非選定理由）を書面により東京国道事務所長から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日という。」）を含まない。）以内に書面により、東京国道事務所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。
- (3) (2)の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
  - ・ 受付窓口：関東地方整備局 東京国道事務所 防災情報課 防災情報係  
〒102-8340 東京都千代田区九段南1-2-1  
TEL 03-3512-9064（防災情報課直通）  
FAX 03-3512-9158（防災情報課直通）
  - ・ 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時15分から18時00分まで。
- (4) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (5) (2)の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

8. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 技術資料は、正確、丁寧にわかりやすく記載すること。

- (3) 提出された技術資料は、協定締結者選定の目的以外で使用することはない。
- (4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、協定を締結しない。また、協定締結後は協定を無効とする。
- (5) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された技術資料は、返却しない。
- (7) 本送付資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。
- (8) 技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、他社からの技術資料の提出状況、資料の内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。

- ・ 問い合わせ先：関東地方整備局 東京国道事務所 防災情報課 防災情報係  
〒102-8340 東京都千代田区九段南1-2-1  
TEL 03-3512-9064 (防災情報課直通)  
FAX 03-3512-9158 (防災情報課直通)